

第3回会議（書面会議）による意見 質問事項抜粋

| No. | 類型 | 参考にした国・県の施策等 | 意見内容 | 回答 |
|-----|-------------------------------|---|--|---|
| 1 | 教育の支援 | | 学校ではタブレットを使つての学習もあると思うのですが、私たちが使用している施設にはWi-Fiの設備がないのでパソコンを使うことが出来ません。口で説明してわからないものなど画像で見せてあげられたらと思うことがよくあります。施設にWi-Fiを導入することは出来ないものでしょうか。 | 学習支援にご協力いただき、誠にありがとうございます。 市内公共施設においては、観光拠点に佐倉市フリーWi-Fiを設置しております。その他、公民館などの公共施設には設置はありませんが、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 |
| 2 | 教育の支援 | ちばっ子「学力向上」総合プラン、子どもの生活・学習支援事業、特に配慮を要する子どもへの支援 | 知的発達に遅れはないものの学習面で困難を示す子どもの割合が増えています。子どもの気になる行動に対し、保育所や幼稚園などで適切な早期支援を行うことで、子どもは小学校生活をつまずくことなく送ることができ、成長が期待できると思います。三重県では「チェック・リスト・イン・三重（CLM）」という日常の保育・教育場面を活用した気になる姿を観察するツールを使って子どもの自尊心の育成や回復ができる個別の指導計画作成を奨励しています。このようなツールを佐倉市でも各園で積極的に採用するよう働きかけ、当該児童が進学する小学校と共有できると、スムーズに小学校生活がスタートできるのではないのでしょうか。 すでにこのような取り組みを進めている園があるのであれば情報交換させていただきたいです。 | 幼児期から学童期への途切れない発達支援の取り組みについて、貴重なご意見を誠にありがとうございます。 佐倉市の公立保育園では全年齢クラスで、発達の視点に照らしあわせて確認をし日々の援助につなげております。また、全施設において、就学する際には子どもの育ちや支援方法等も含めて保育要録等に学校へつなげていく取り組みを行っております。発達をつまづきや子ども自身の困り感を早期に発見し、必要な支援を実施していくためのツールを採用することについて、各施設へ積極的に働きかける事、また、有効な手立てを実施している施設との情報共有について前向きに検討し、保育の質の向上を図っていきたく思います。 |
| 3 | 教育の支援 | (2)地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 | (2) Q1: スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実 現行の基本的な配置時間を教えて下さい Q2: 学校教育による学力保障 少人数指導や習熟度別指導・放課後補修等個々に応じた指導は佐倉市ではどのように行なわれていますか。 (3) 高等学校における就学継続のための支援（高校中退の予防のための取り組み） Q3: 課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取り組み 具体的な事例を教えてください。 その他感想（高校中退の支援） 高等学校卒業程度の学力を身につけさせる・・・ 義務教育（小・中）の基本的（必要最低限）な学力を身につけていないまま高等学校（課題を抱える生徒の多い高等学校）に入学させているのではないかと思います。Q2のきめ細かい指導を期待します。 | Q1佐倉市を担当しているスクールソーシャルワーカーは2名おり、県（北総教育事務所）から派遣されています。学校または佐倉市教育委員会がスクールソーシャルワーカーの申請をすることにより、派遣されます。スクールソーシャルワーカーは学校でのケース会議に参加し、改善への方向性についてアドバイスをを行います。また、関係機関との連携のコーディネートを担当します。児童生徒の状況により、スクールソーシャルワーカーの援助回数や時間については変わってきます。昨年度（令和3年度）のスクールソーシャルワーカーの主な相談内容は、不登校、家庭環境、発達障害に関するものが多く伺っています。 ※スクールソーシャルワーカーの配置時間及び勤務時間は、県が雇用しているため、市は把握していません。 Q2少人数指導は県及び市より14名の教員が配置されており、13校で実施しております。放課後学習を行っている学校もありますが、小学校は習い事に通う児童が多いことや中学校は部活動に参加する生徒が多いため、実施している学校は少ないのが現状です。他にも、複数の教員がチームを組み、役割分担を明確にしながら指導するチームティーチングを行う学校あり、児童生徒の学習の定着と学習意欲の向上を図りながら授業を展開しているところです。 Q3市内の県立高校では、基礎学力について、振り返りや復習課程もしっかりやっていると伺っています。なお、現在高校生は、国、県の取り組みにより基本的には授業料免除（所得制限に依る）となっており、生活保護・非課税世帯の子は、奨学のための給付金も受けています。これに加え、佐倉市では、従来から就学援助の基準に準じて高等学校等奨学金を支給しており、国、県の制度において救えない部分のこどもたちへの支援も行っております。 |
| 4 | 生活の安定に資するための支援 | 第21(3) 支援が届いていない又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進する。 | P3「ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等、必要な体制づくりを引き続き進めていく」とありますが、具体的にどのような体制づくりを考えているのか知りたいです。 こども食堂を主宰していますが、本当に必要な家庭へは全く届いていないと感じます。官民が一体となって取り組むべき大切な問題だと感じます。 | 市における取組としては、こども家庭課に配置している、ひとり親家庭自立支援員が相談相手となり、問題解決の手伝いやアドバイスをしています。相談内容によっては、より専門的な相談機関や支援制度につなぐ体制をとっています。 |
| 5 | 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | 第2・2(3) 保護者の就労支援では、就職活動の安定と向上に資する。所得の増大や、仕事と両立して安心して子どもが育てられ環境づくりを進める。 | 「所得の増大 その他の職業生活の安定と向上の資する支援を請じていく。」所得を増大させる為に、具体的にどのような支援をしているのか教えていただきたいです。上手く請じられていたら貧困層は生まれないので？ | ひとり親に対する取組として、就労や仕事のスキルアップに必要な技能資格を取得するため、指定講座の受講料の一部を助成する自立支援教育訓練給付金、就業に結び付く可能性の高い専門資格等の取得を目指す方を対象とした高等職業訓練促進給付金などの資格取得支援を行っています。 |
| 6 | 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | ファミリーサポートセンター事業（「千葉県子どもの貧困」P72）「保護者の労働環境に合わせた子育て支援を」（「千葉県子どもの貧困」P73コラム） | ④ 「ファミリーサポートセンター事業」に於ける突然のニーズ対応 ひとり親施設における子育てと就業の両立は一般家庭より多くの困難を抱えやすい。特に子どもが小さいとき、突然の事情でファミリーサポートセンターに依頼したい。といったことはいく度も起こるのではないかと。予約が原則だが、当日の依頼に対しても検討することはできないだろうか。 | 援助活動の申し込みは原則として3日前としています。 当日の申込では、サポーター（提供会員）を見つけることが難しく、また急を要するため、その依頼の対応にアドバイザーが係りきりとなり、通常の業務に支障が生じてしまいます。 また、ボランティアであるサポーターにも負担がかかり、何より急なサポートが事故につながる恐れもあることから、会員の皆さんの安全のためにも、引き続き事前予約を原則にしたいと考えております。 |

第3回会議（書面会議）による意見 質問事項抜粋

| No. | 類型 | 参考にした国・県の施策等 | 意見内容 | 回答 |
|-----|-------|--------------|---|--|
| 7 | 経済的支援 | | 今回このような形で委員から意見を集め、その後意見をどのように政策にしていけるのか、次の定例会で教えていただきたいと思っています。 | 各委員からいただいた意見につきましては、その意見の要旨や要素を拾い上げ、今回提示しました「子どもの貧困計画のたたき案」において現状・課題・施策の方向性といった部分に反映しています。 |
| 8 | その他 | | 千葉県子どもの貧困対策推進計画より P79 実態調査 1 …小学生におけるゲーム機や中学生におけるスマートフォンなど、一般層と困窮層で所有している割合に差がないものもある。 Q1：佐倉市内の小・中学校において生徒各自に一台タブレット端末が利用できると聞いています。情報格差は無いものと考えて良いのでしょうか？ Q2：佐倉市のGIGAスクール構想について議会の質問にあったかもしれませんが、さわりの部分、方向性を教えてください。新聞記事の内容が気になります。 | Q1家庭におけるインターネット環境については、昨年、家庭におけるWIFI環境の調査を行い、市内全家庭のインターネット環境を把握いたしました。WIFI環境が整っていない家庭については、市がルーターを貸し出し、通信料を負担することにより、全ての児童生徒が家庭でインターネットを活用できているため、情報格差は無いものと捉えています。 Q2佐倉市GIGAスクール構想につきましては、全ての学校でタブレット端末を活用して各教科、特別活動などで積極的に学習活動に取り入れています。加えて、学校の実情に照らしまして子供たちがタブレット端末を自宅へ持ち帰り、学習に取り組んでいます。今年度は、積極的に取り組んでいる学校の実践例等を授業公開や情報共有するなど情報教育の発展に努めています。 |